

放課後児童健全育成事業の条例化される基準について

1. 条例の名称

白井市放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例

2. 白井市放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例（案）で定める基準の考え方

○児童福祉法の改正に基づき、白井市として放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める。

○明確な最低基準を定めることにより質を担保する。

○放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例制定にあたっては、国が定める基準（内閣府令）を踏まえ、策定する。

○「従うべき基準」 条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの。

●「従事する者（職員）の資格」

●「員数」

○「参酌すべき基準」 地方自治体が十分参酌（比べあわせて良い方をとること。）した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。

●それ以外の項目

○既存の学童保育所の整備状況及び利用児童数を踏まえ、運営が滞らないことを基本的な考えとして基準を定める。

3. 内容

市条例で定める放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例の骨子案は以下のとおりとする。

主な内容は次のとおり

- 職員の資格、人数
- 専用区画の児童1人当たりの面積
- 児童の集団規模
- 開所日数、開所時間
- 事業の一般原則

放課後児童健全育成事業の条例化される基準について (※)従：従うべき基準 参：参酌すべき基準

項目	国の示す基準の内容	※	白井市基準
最低基準の目的	○利用児童が明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するため。	参	国基準のとおり
最低基準の向上	○事業者への設備及び運営の向上に関する勧告 ○市の最低基準の向上義務 ○最低基準を理由とした設備又は運営を低下させることの禁止	参	国基準のとおり

<p>事業の一般原則 (目的)</p>	<p>○放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、児童の健全な育成を図ることことを目的として行わなければならない。</p>	<p>参</p>	<p>児童の保護者が安心して児童を預けられることを加えて明記。</p>
<p>事業の一般原則 (事業者)</p>	<p>○児童の人権・人格の尊重 ○保護者等に対する事業の運営内容の説明義務 ○運営内容の自己評価とその結果の公表 ○保健衛生及び危害防止に十分な配慮を払った事業所の構造設備の設置</p>	<p>参</p>	<p>国基準のとおり</p>
<p>従事する者 (職員)</p>	<p>(資格) ○放課後児童支援員は、次のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 ・保育士 ・社会福祉士 ・高等学校を卒業した者等であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの ・教員免許を有する者 ・大学・大学院で社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又は、これらに相当する課程を修めて卒業した者。 ・高等学校を卒業した者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事したものであって、市長が適当と認めたもの。 (経過措置) ○経過措置として、施行日から平成32年3月31日までの間は、放課後児童支援員の資格について、「都道府県知事が行う研修を修了した者」に、平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含める。</p>	<p>従</p>	<p>国基準のとおり</p>

指導員数	<p>○支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上配置する。ただし、うち一人を除き、補助員とすることができる。</p> <p>○利用者が20人未満の小規模放課後児童健全育成事業所は、併設施設の職員が兼務可能な場合は、1人でも可とする。</p>	従	国基準のとおり
児童の集団の規模	<p>○1つの集団の規模（支援の単位）は、おおむね40人以下とする。</p>	参	国基準のとおり
施設・設備	<p>（設備の基準）</p> <p>○遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（専用区画）を設ける。</p> <p>○専用区画の面積は、児童一人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならない。</p>	参	<p>専用区画の面積は、原則児童一人につき1.65㎡以上とするが、現況において基準を満たしていない既存学童保育所については、経過措置を設け経過措置期間中の整備を行う。</p> <p>（児童の数…登録児童数の8割）</p> <p>その他は国基準のとおり</p>
開所時間	<p>○次の区分に定める時間以上を原則とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき8時間 ・小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき3時間 	参	<p>現行の基準（要綱）を原則とする。ただし、児童の保護者の就労日数その他の状況を考慮事業所ごとに定める。（土曜日は国基準とする。）</p> <p>【市基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土曜日 1日につき8時間以上 ・小学校の授業の休業日（土曜日を除く） 午前8時から午後6時 ・小学校の授業の休業日以外の日 授業の終了後から午後7時まで

開所日数	○1年につき250日以上を原則とする。	参	<p>現行の基準（要綱）を原則とする。ただし、児童の保護者の就労日数その他の状況等を考慮し事業所ごとに定める。</p> <p>【市基準】</p> <p>原則として、日曜日及び国民の祝日、12月29日から翌年1月3日までを除いた日とする。</p>
その他の基準	<p>○その他一般的事項や「児童福祉施設の設備及び運営の基準」の総則に規定されている事項を踏まえた事項について規定。</p> <p>（非常災害対策）</p> <p>（虐待等の禁止）</p> <p>（運営規程）</p> <p>（秘密保持等）</p> <p>（苦情への対応）</p> <p>（保護者、小学校等との連携等）</p> <p>（事故発生時の対応）</p> <p>等</p>	参	国基準のとおり

※ 次の項目については、国基準と同様の考え方とする。

「児童の数」・・・毎日利用する児童の人数に、一時的に利用する児童（塾や習い事、保護者のパート就労等により週のうち数日を利用することを前提に申込みをした児童）の平均利用人数を加えた数をいい、より利用実態に近い数字とする考え方から、白井市においても実際の利用状況を踏まえ登録児童数の8割から9割を児童の数とする。

「専用区画」・・・遊び及び生活の場としての機能（生活室）並びに静養するための機能（静養室）を備えた区画であり、事務室、便所等は含まない。

4. 施行期日：子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日とする。